

後期高齢者医療制度

4月から保険料率などが変わりました

「後期高齢者医療制度」は、75歳以上の人（65歳以上で一定程度の障害があり、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人を含む）を対象とした医療制度です。

	令和2・3年度	→	令和4・5年度
均等割額	46,451円		45,840円
所得割率	8.84%		8.67%

保険料の計算方法

4月から翌年3月までを1年間として、年間に支払う保険料が計算されます。
保険料の限度額は66万円です。

年間保険料

=

均等割額
45,840円

+

所得割額
所得に応じて負担

所得割額計算式

$(\text{総所得金額等}^{\ast 1} - \text{基礎控除額}43\text{万円}^{\ast 2}) \times \text{所得割率}8.67\%$

※1 総所得金額等 前年の収入から必要経費（公的年金控除や給与所得控除など）を差し引いたもので、社会保険料控除など、各種所得控除前の金額です。

※2 1年間の所得が2,400万円を超える場合、基礎控除額が減額されます。

（例）年間の所得が200万円の場合

$(\text{総所得額等}200\text{万円} - \text{基礎控除額}43\text{万円}) \times \text{所得割率}8.67\% = \text{所得割額}136,119\text{円}$
 $\text{均等割額}45,840\text{円} + \text{所得割額}136,119\text{円} = \text{年間保険料}181,959\text{円}$

●保険料の軽減

世帯の所得水準に合わせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯主および世帯内の被保険者の前年中所得の合計額	軽減後の均等割額	
43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下	7割軽減	13,752円/年
43万円+（28万5千円×被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下	5割軽減	22,920円/年
43万円+（52万円×被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下	2割軽減	36,672円/年

※「給与所得者等」とは、給与所得または公的年金のある人です。

※所得が公的年金の人は、高齢者特別控除（15万円）を差し引いて計算します。

※所得などの申告がない場合は、軽減されないことがあります。

●保険料の決定通知書は、7月中旬に対象者に送付します。

【問い合わせ】

保健医療課医療予防係

☎0824-73-1155

広島県後期高齢者医療広域連合（保険料の計算について）

☎082-502-3060